呉工業高等専門学校 学生課学生係

#### 令和3年度 高等学校等就学支援金の手続きについて

令和3年4月に入学する学生は、一定の収入額未満の世帯に対し就学支援金が支給されます。(判定基準は別紙記載。両親の年収合計額が約910万円未満の世帯が対象。)

受給可否の判定や受給額は、市町村民税の課税標準額や調整控除の額により判定されますが、**受給対象の有無に係わらず以下のとおり必要な手続きがあります**ので、期限までに手続きを行ってください。

○受給するか否かの意向確認(表明) < Web 登録>

対象者: **全** 員

期 限: 2021年4月12日(月)

方 法:別紙「e-Shien 申請者向けマニュアル」のとおり、パソコンやスマートフォンで 登録を行ってください。

- ※「ログインID」及び「パスワード」は別紙「ログインID通知書」に記載
- ※ 就学支援金の受給を希望しない場合は、この手続きのみで手続き完了となります。
- ○受給資格認定の申請 <Web 登録>

対象者:上記の手続きで、受給資格認定を申請する意思が「ある」と登録した方

期 限: 2021年4月12日(月)

方 法:別紙「e-Shien 申請者向けマニュアル」のとおり、パソコンやスマートフォンで登録を行ってください。

○個人番号カード (マイナンバー) の提出

対象者: **上記の手続きで「受給資格認定を申請した」方** 

期 限:2021年4月21日(水)必着(厳守)

方 法:別紙「個人番号カード(写)等貼付台紙」に以下の提出物<u>いずれか</u>を貼り付けて提出してください。

提出物:①マイナンバーカードの**裏面**のコピー②通知カードのコピー③マイナンバー記載の住民票 の写しの原本

- ※ 生活保護受給世帯の方は生活保護受給証明書を合わせて提出してください。
- ※ 氏名や住所に変更があった場合は事前に届出を行い、記載内容を変更してください。
- ※ 通知カードに変更の裏書がある場合は両面をコピーしてください。
- ※ 通知カードは 2020 年 5 月 25 日以降に住所等の変更があった場合、<u>証明書として</u> 使用できません。

提出先:〒737-8506 広島県呉市阿賀南2-2-11 呉工業高等専門学校 学生課学生係

- ・持参の場合,本校図書館棟1階の学生課学生係へお越しください。 (お子様からの提出で構いません)
- 郵送の場合,「本人確認書類貼付台紙」を作成し、必ず**簡易書留等、記録の残** る方法で郵送してください。

※ご不明な点は 学生課学生係(Ta:0823-73-8217)までお問い合わせください。

#### よくあるお問い合わせ

- Q1. 母親は専業主婦だが、オンライン申請時の登録及びマイナンバーカード等の写を提出 しなくても良いか。
- A1. 親権者全員の登録及び提出が必要です。
- Q2. マイナンバーが記載された住民票の写しはコピーでも良いか。
- A2. 住民票の写しは原本をご提出ください。貼付けは不要です。
- Q3. 自宅にはネット環境及びスマートフォンがないのでオンライン申請が出来ない。
- A3. オンライン申請については、学生による申請も可能です。本校のネットワーク環境を ご利用いただけますので、希望者は学生係までご相談ください。
- Q4. 受給の意思がないので手続きはしなくて良いか。
- A4. 全員手続きが必要です。 受給の意思がない方も、本紙表面「1. 受給の意向確認」のとおり 受給の意思がないことをオンライン申請でご回答ください。
- Q5. (兄姉がいる方) 以前の申請方法と違うが、在籍中の兄姉についても同じ申請方法なのか。
- A5. 2年生及び3年生の就学支援金の申請については別途ご案内します。
- Q6. 生活保護受給世帯だが、特別な手続きはあるのか。
- A6. 生活保護受給証明書の写しを合わせて提出してください。 (令和2年1月1日時点で受給者であることが分かるもの)
- Q7. 保護者が「親権者」や「未成年後見人」でなく<u>「主たる生計維持者」に該当する</u>が、特別な手続きはあるのか。
- A7. 生徒と主たる生計維持者の健康保険証の写しを合わせて提出してください。
- Q8. 個人番号カード(写)等貼付台紙は子どもから提出させてもよいか。
- A8. 構いません。
- Q9. 氏名や住所を変更して裏書きがあるが、どうしたらよいか。
- A9. 市町村の役所で変更を行い、変更が分かる面もコピーしてください。(両面コピー)
- Q10. 郵送での提出でもよいか。
- A10. 郵送の場合、「本人確認書類貼付台紙」に本人が確認できる書類を貼り付けの上、合わせて 郵送してください。

その他ご不明の点については 学生課学生係までお気軽にお問い合わせください。 呉高専学生課学生係 Tel:0823-73-8217 (平日) 8:30-17:00

# 高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

## 【抜粋版】

このマニュアルは、生徒が高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する以下の申請および手続をe-Shienによりオンラインで操作するための手順について説明したマニュアルの抜粋版です。

※本文中の画面表示は、令和2年6月現在のものです。

### 目次

0.高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien) ・・	P. 2
1.e-Shienを利用した申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
2.操作説明 2-1.受給資格認定の申請 2-1-1.e-Shienにログインする ・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1-2.申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する ・・ 2-1-3.受給資格認定の申請をする ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4 P. 5 P. 6
2-2.保護者等情報の変更 2-2-1.保護者等情報の変更の届出をする ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.8
2-3.各種申請状況の確認 2-3-1.審査状況・結果、申請内容を確認する ・・・・・・・	P. 9

※税の申告を行っていない場合、申請いただいても所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。 申告義務のある方は事前に申告手続を行うようお願いします。

# 0. 高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)

## e-Shienへのアクセス方法について

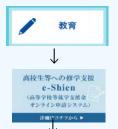
※①~③のいずれの方法でもアクセスできます

- ①URLをアドレスバーに入力する
  - → https://www.e-shien.mext.go.jp/
- ②QRコードを読み込む





③文部科学省HPからアクセスする 文部科学省HPトップページ



をクリック

をクリック

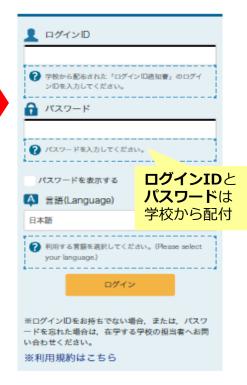
新着情報にある、

「高等学校等就学支援金オンライン 申請システムe-Shien | をクリック!)

※ 「e-Shien」のログイン画面は 検索エンジンでは検索できません。 必ず上記①~③の方法でのアクセスを お願いします。

## ↓ログイン画面





Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

## 注意!

• 検索した場合に上位に表示される、同名のWeb サイトと、お間違えないよう御注意ください。 別のWebサイトにパスワードを入力してしまっ た場合等には、パスワードの変更が可能です。 通われている学校の担当者に御相談下さい。

操作手順がわからないときは・・ e-Shien操作方法の解説動画を

YouTubeで公開中!

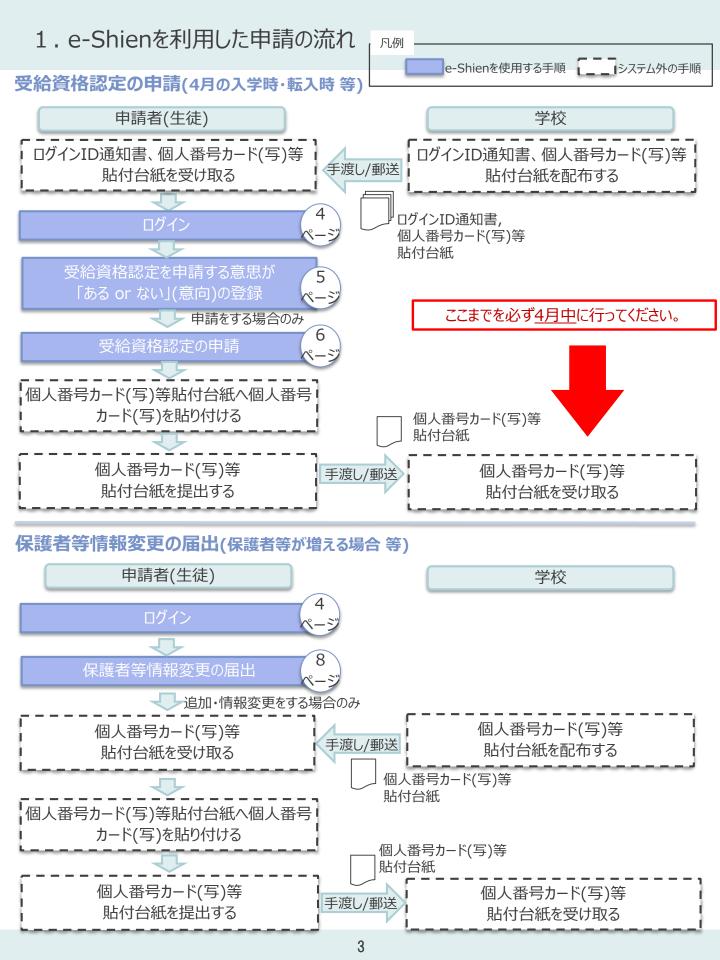


https://youtu.be/-KZa05067No

※文部科学省mextchannelへ遷移







## 2-1.受給資格認定の申請 2-1-1.e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムヘログインします。

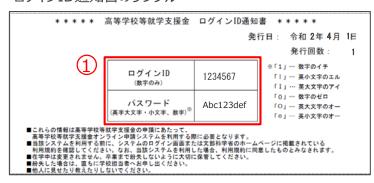
ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLをアドレスバーに入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

https://www.e-shien.mext.go.jp/

#### 1. ログイン画面



#### ログインID通知書のサンプル



#### 手順

- ①ログインID通知書を見ながらログインIDおよびパスワードを入力します。
- ②「ログイン」ボタンをクリック します。

#### 補足

- 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- □表示言語は、"日本語" もしくは"English"が選 択できます。
- e-Shienの「利用規約」を確認できます。
  - ログインIDやパスワードが わからなくなった場合は、 学校に確認してください。

## 2-1.受給資格認定の申請

## 2-1-2.申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

受給資格認定申請の前に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。

#### 1. ポータル画面



#### 手順

1) 「意向登録」ボタンをクリックします。

#### 2. 意向登録画面



#### 手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- ② 受給資格認定の申請をするか しないかを選択します。
  - •就学支援金の**支給を希望する** 場合
  - →上部:申請をします。
  - 保護者等の所得制限基準 (世帯年収約910万円)
  - を超えている場合
  - →下部:申請をしません。
  - ・上記のほかの理由により受給資格認定の申請を行わない場合
  - →下部:申請をしません。

「入力内容確認」ボタンをクリックします。

(3

#### 3. 意向登録確認画面

登録内容が正しいことを確認し、「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

## 4. 意向登録結果画面

- ・受給資格認定申請をする場合→「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。
- ・受給資格認定申請をしない場合→手続は完了です。「ログアウト」ボタンをクリックします。
- ※登録内容を誤った場合は、学校に連絡し、登録が解除された後、再度登録してください。

## 2-1.受給資格認定の申請

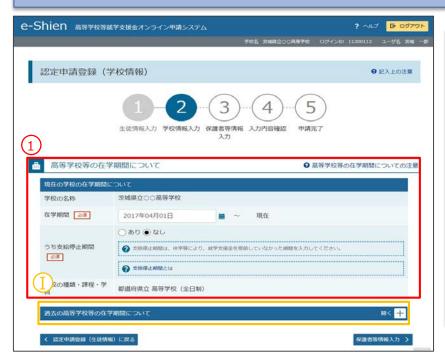
## 2-1-3.受給資格認定の申請をする

## 1. 認定申請登録(生徒情報)画面

学校が登録した生徒情報を確認します。

- ・登録情報が正しい場合→「学校情報入力」ボタンをクリックします。
- ・登録情報に誤りがある場合→この画面で修正した後、「学校情報入力」ボタンをクリックします。

#### 2. 認定申請登録(学校情報)画面



#### 手順

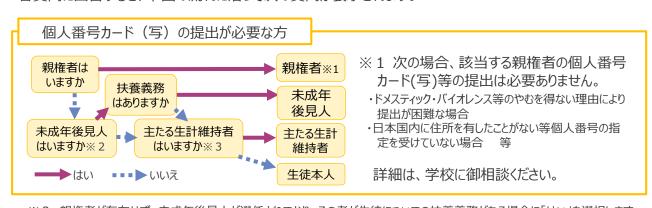
(1)学校が登録した学校情報を 確認します。

過去の高等学校等在籍期間がある場合は、 の情報も確認します。

- ・登録情報が正しい場合→ 「保護者情報入力」ボタンをク リックします。
- ・登録情報に誤りがある場合→ この画面で修正した後、「保護 者情報入力」ボタンをクリックし ます。

## 3. 認定申請登録(保護者情報)画面 (1/2)

個人番号カード(写)の提出が必要な保護者等を確認するため、Q 1 からの質問に回答します。 各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。



- ※2 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※3 親権者・未成年後見人が存在せず、生徒の生計をその収入により維持している者がいる場合に「はい」を選択します。

## 2-1.受給資格認定の申請

## 2-1-3.受給資格認定の申請をする

## 4. 認定申請登録(保護者等情報)画面(2/2)



#### 手順

- ② すべての質問に回答すると、 登録が必要な保護者等の入 力欄(人数分)が表示される ため、情報を入力します。
- ③「入力内容確認」ボタンをクリックします。

#### 補足

- 収入状況の確認対象として 登録の必要な保護者等が示されます。
- Ⅲ 漢字氏名欄及びかな氏名 欄は全半角、アルファベット、 半角スペース、ー(長音)入 力が可能です。
- 課税地はその年の1月1日 現在(申請または届出をする 月が1~6月の場合には、そ の前年の1月1日現在)の住 民票の届出住所となります。
- ✓ 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(学校情報)に戻る」ボタンをクリックします。

## 5. 認定申請登録確認画面

生徒情報、学校情報、保護者等情報を確認し、確認事項の内容を確認の上、□にチェックを入れます。

- ・登録情報が正しい場合→「本申請で登録する」ボタンをクリックします。
- ・登録情報に誤りがある場合→「認定申請登録(保護者等情報)に戻る」ボタンをクリックし、修正した後、「本申請で登録する」ボタンをクリックします。

## 2-2. 保護者等情報の変更

## 2-2-1.保護者等情報の変更の届出をする

保護者等に変更があり追加・削除を行いたい場合や保護者等の連絡先等の情報を変更したい場合、税の更正があった場合等に保護者等情報変更の届出が必要となります。

#### 1. ポータル画面



#### 手順

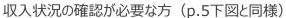
- 1 ログインするとポータル画面が 表示されます。
- ②「保護者等情報変更届出」 ボタンをクリックします。

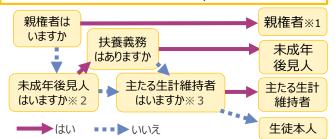
## 2. 保護者等情報変更届出登録画面



#### 手順

- (1)
- ・再婚や離婚等で保護者等の変更(追加・削除)がある場合 →上部:「変動(追加・削除) はあります。」を選択します。
- ・保護者の変更(追加・削除)はなく、引っ越しや税の更正があった場合
- →下部:「変動(追加・削除) はありません。」選択します。





- ※1次の場合、該当する親権者の個人番号カード(写)等の提出は必要ありません。
  - ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により 提出が困難な場合
  - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等

詳細は、学校に御相談ください。

- ※2 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※3 親権者・未成年後見人が存在せず、生徒の生計をその収入により維持している者がいる場合に「はい」を選択します。

## 2-2. 保護者等情報の変更

## 2-2-1.保護者等情報の変更の届出をする

## 3. 保護者等情報変更届出登録確認画面

修正した保護者等情報を確認します。

- ・登録情報が正しい場合→「本内容で登録する」ボタンをクリックします。
- ・登録情報に誤りがある場合→「保護者等情報変更届出登録に戻る」ボタンをクリックし、修正した後、 「本内容で登録する」ボタンをクリックします。
- ※登録情報を修正した後、修正したことを学校へ連絡してください。

## 2-3.各種申請状況の確認

2-3-1.審査状況・結果、申請内容を確認する

# 1. ポータル画面



#### 手順

① 審査状況、審査結果、申請 内容を確認する場合は、「表 示」ボタンをクリックします。

### 補足

[] 審査完了時に通知が表示されます。

受給資格認定、保護者情報等変更、収入状況届出の審査状況、審査結果、申請内容を確認することができます。

## 高等学校等就学支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

#### 1. 制度の概要

高等学校等就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に 打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、 家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校(第1学年~第3学年)の学生で定められた所得判定基準(年収910万円程度)未 満の世帯が就学支援金支給の対象となり、月額9,900円(年額118,800円)が支給されます。支給期間は、原則として通算36月です。なお、保護者(学生の親権者)の所得に応じて就学支援金の加算または、未支給となることがあります。

### 2. 就学支援金支給額(国立高等専門学校の場合)

※授業料は、年間234,600円(月額換算19,550円(a))です。

令和2年7月以降の所得判定基準等

Z=C/D/W+		
<所得判定基準>		
市町村民税の課税標準額 × 6% 一市町村民		授業料本人負担額
	就学支援金支給額(b)	
税の調整控除の額(※)		(a)-(b)
(保護者等合算額)		
30万4,200円以上	月額 0円(支給なし)	月額 19,550円
15万4,500円以上~30万4,200円未満	月額 9,900円(一律支給のみ)	月額 9,650円
0円(非課税)~15万4,500円未満	月額 19,550円(加算額 9,650円)	月額 〇円
C 13 (3Fuki) 10 /3 TiOOO 13/0/W	73th 10,000 13 (0)04th 0,000 13/	7355 013

※6%は市町村民税の標準税率(標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は調整(3/4 を乗じる)が必要)。 ※調整控除とは、平成19 年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除。

- ※就学支援金は<u>学生本人(保護者等)が直接受取るものではありません。</u>学校が学生本人に代わって国から就学支援金を 受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくことにな ります。(上図参照)
- ※保護者全員(父母両方(収入が無くても必要)の所得判定基準で判定します。ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)
- ※国外居住等で保護者全員の所得が判定できない場合、加算は受給できません(一律支給9,900円のみを受給)。
- ※申請時点で所得超過の場合であっても、<u>途中に保護者(所得確認対象者)の変更(離別)・税額の更正等あった場合</u>は、 年の途中で申請いただくことも可能です。
- ※就学支援金は所得判定基準により支給されるため、保護者等の失職、倒産等家計急変したときにすぐ反映されない場合 があります。その場合でも、本制度とは別に、家計急変支援金制度の対象となる場合がありますので、詳しくは学校の 担当窓口にお問い合わせ下さい。

### 3. 受給資格認定等の申請

第1学年時は、令和3年4~6月の支給を令和2年の「市町村民税の課税標準額×6%ー調整控除の額」で判定され、令和3年7月以降の支給を令和3年の「市町村民税の課税標準額×6%ー調整控除の額」で判定されます。

申請時には、文部科学省作成就学支援金システム「e-Shien」を利用し、申請いただきます。 その際に、保護者等の「個人番号(マイナンバー)」を所定の方法により学校窓口へ提出頂くこととなります。

#### 4. 必要な手続き

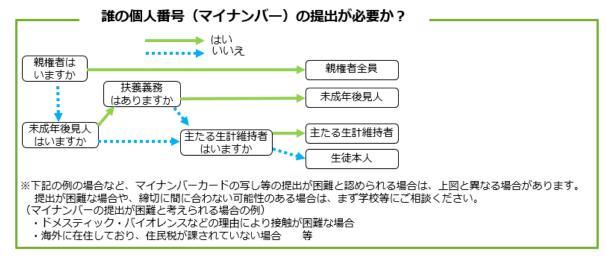
#### 提出書類及び提出時期

各人により、提出書類が異なりますので、該当する書類をご提出ください。

《4月 (支給期間:R3.4~6月分、提出期限:4月)》

5 (2010) 431-5 1 (C) 1 (C) 3/3/1 (D) 3/3/1					
対象	提出書類等				
受給対象となる方	○ 「e-Shien」によるオンライン申請				
	〇個人番号カード(写)等貼付台紙(「個人番号(マイナンバー)」 が分かるものを貼付したもの)				
受給対象外の方	○ 「e-Shien」によるオンライン申請				

※提出頂きました「個人番号カード(写)等貼付台紙」の内容に基づき、文部科学省にて、収入状況を確認します。



#### ≪注意≫

〇 高等学校等就学支援金は、「個人番号(マイナンバー)」に基づき、保護者の地方税情報を確認した上で、支援の 対象となる生徒を決定します。

市町村民税が未申告の場合は、地方税情報の確認ができないため、税の申告後に、改めて課税証明書等を提出していただく場合があります。また、就学支援金の支給遅れの原因にもなりますので、<u>税の申告が済んでいない</u>場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いします。

- 「個人番号(マイナンバー)」が変更となった場合は、国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。
- 受給資格認定申請を行う際には、「個人番号カード(写)等貼付台紙」が必要となります。(文部科学省令による。) 不認定等により、再度受給資格認定申請を行う際で既に「個人番号カード(写)等貼付台紙」を提出して頂い ており、内容に変更等発生していない場合であっても、再度「個人番号カード(写)等貼付台紙」を提出頂く必 要があります。

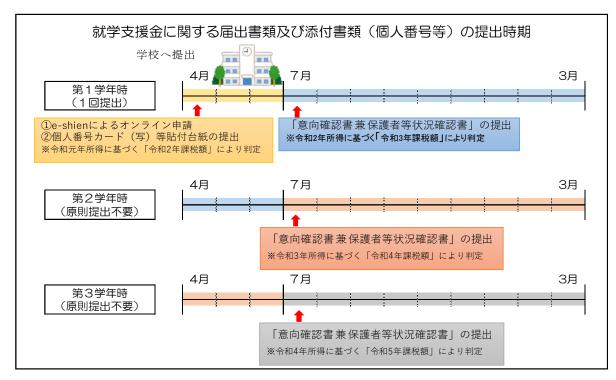
#### 《7月 以降》

6~7月頃、対象者全員に「意向確認書 兼 保護者等状況確認書」の提出を頂きます。認定中の方については、保護者等状況に変化がない場合は、その他の手続きは不要です。認定時に提出頂きました「個人番号カード(写)等貼付台紙」の内容に基づき、文部科学省にて、収入状況を確認します。就学支援金を受給されていない方で、7月以降に就学支援金の受給を希望される場合は、各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

#### 《随時》

就学支援金受給中に、<mark>以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要</mark>となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

- 休学 復学
- ・婚姻またはその解消等による保護者(所得確認対象者)の変更があった場合
- ・令和3年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定による所得の変更があった場合(それ以前の所得の変更も対象)



※その他、随時の要件に該当する内容が発生した場合は、随時届出が必要となります。

#### 5. 就学支援金制度の諸注意

- 〇就学支援金の所得確認は、原則として保護者(親権者)の所得結果を合算した額を基準とします。 離婚等で保護者(親権者)が一人の場合はその保護者(親権者)の税額で、親権者がいない場合で 未成年後見人がいる場合は未成年後見人の(成人の学生等)で学生が主として他の者の収入で生計 を維持しているときには、その方の税額で所得確認を行います。また、親権者も生計維持者もいな いときには、学生本人の税額で所得確認を行います。
- 〇国立高等専門学校の授業料は、前期・後期の年2回に分けてお支払いいただきます。また、就学支援金は、受給資格認定申請のあった月から始まり、受給事由の消滅(受給限度期間の満了、退学、転学等)した月に終了します。したがって、期の途中で退学する場合は、退学する月の翌月から就学支援金は支給されなくなるので、退学により支給されなくなる就学支援金相当額を含めて授業料を負担していただく場合があります。

#### ≪重要≫

- 〇就学支援金受給中に <u>以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要</u>となるので、 急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。
  - 休学・復学
  - ・婚姻またはその解消等による保護者(所得確認対象者)の変更があった場合
  - ・ 令和3年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定により<u>所得に変更があった場合</u>(それ以前の所得の変更も対象)

## 持参の場合は作成不要です。

#### 本人確認書類貼付台紙(郵送の場合)

生徒	氏名:		

※原本ではなく、コピーを貼り付けて御提出ください。

- ●下記のいずれか1つの□に∨を入れ、写真のあるページのコピーを保護者等1の①の貼付欄に貼り付けてください。
- □ マイナンバーカードの表面
- □ 運転免許証
- □ 身体障害者手帳
- □ 療育手帳
- □ パスポート

- □ 精神障害者保健福祉手帳
- □ 在留カード
- □ 写真付き学生証
- ◆上記に示す身元確認書類がない場合は、下記のいずれか2つの□に√を入れ、氏名や生年月日が記載されている
- ページのコピーを保護者等1の①、②の貼付欄に貼り付けてください。
  - の被保険者証
  - □ 国民健康保険 □ 年金手帳
- □ 写真のない学生証 □ 社員証
- □ その他公的機関 が発行した書類

#### 保護者等1 氏名:



# 貼付欄



# 貼付欄

- ●下記のいずれか1つの□に∨を入れ、写真のあるページのコピーを保護者等1の①の貼付欄に貼り付けてください。
- □ マイナンバーカードの表面
- □ 運転免許証
- □ 身体障害者手帳
- □ 療育手帳
- □ パスポート

- □ 精神障害者保健福祉手帳
- □ 在留カード
- □ 写真付き学生証
- ◆上記に示す身元確認書類がない場合は、下記のいずれか2つの□にを入れ、氏名や生年月日が記載されている ページのコピーを保護者等1の①、②の貼付欄に貼り付けてください。
  - □ 国民健康保険 □ 年金手帳 の被保険者証
- □ 写真のない学生証 □ 社員証
- □ その他公的機関 が発行した書類

#### 保護者等2 氏名:



# 貼付欄

貼付欄